

◎平成31年4月末からゴールデンウィークの免許業務の取扱い

区 分	4 月					5 月						
	26日 (金)	27日 (土)	28日 (日)	29日 (月)	30日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	4日 (土)	5日 (日)	6日 (月)	7日 (火)
警 察 署 (警察署分庁舎)	通 常 業 務 大 変 混 雑 し ます	国民の休日（振替休日を含む。）、土曜日、日曜日のため、免許業務を取扱いません。 日 曜 窓 口										通 常 業 務 大 変 混 雑 し ます
東部免許センター												
中部免許センター												
西部免許センター												
備 考	免許証の有効期間が4月27日から5月6日までの方は、5月7日が有効期間の最終日となります、											

※ 浜北警察署では免許事務を取扱いません。 ⇒ 西部運転免許センターで取扱います。

- 4月26日（金）、5月7日（火）の警察署の免許窓口、運転免許センター及び**5月5日の中部運転免許センターの日曜窓口は、大変な混雑**が予想されます。駐車場が満車等の場合は窓口受付ができない場合があります。十分ご承知おき願います。
- 4月28日の西部運転免許センターの日曜窓口では、優良運転者・高齢者の免許更新及び自主返納の手続のみ取扱います。
- 5月5日の中部運転免許センターの日曜窓口では、免許更新及び自主返納の手続のみ取扱います。
日曜窓口では再交付のみ、記載事項（本籍、住所、氏名）変更のみは取扱わないので注意してください。
注 更新期間中の免許証を亡失してしまった場合の更新、記載事項（本籍、住所、氏名）変更を伴う更新は取扱います。
- ※ 講習区分により受付時間が異なります。来場の前に更新のお知らせはがきに記載してある講習区分、受付時間等を確認してください。
特に中部運転免許センターの日曜窓口では、受付時間を間違えますと、更新時講習が受講できなくなり、免許証の即日交付を受けられなくなります。

◎4月27日から5月6日の間、運転免許試験(学科及び技能)は、実施しません。

◎免許の有効期間の末日の注意点

- 免許の有効期間の末日が、土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、これらの日の翌日を免許の有効期間の末日とみなします。
有効期間の末日が4月27日～5月6日と免許証に記載されている場合は、5月7日（火）を有効期間の末日とみなしますので、5月7日（火）まで更新することができます。
- ※ 免許失効した場合の特別試験受験には、失効した時期等の条件等により受験資格の有無、必要書類等がありますので、詳しくは「[運転免許を失効させた場合](#)」をご覧ください。

◎免許証の有効期間最終日の表記

- 静岡県では、免許証の有効期間最終日の年を、西暦、西暦の後ろにかっこ書きで元号と表記するのは、5月からを予定しています。

お問い合わせ	東部運転免許センター	055-921-2000
	中部運転免許センター	054-272-2221
	西部運転免許センター	053-587-2000